伊老告示第９号

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（令和８年規則第５号）について、別紙のとおりここに公布する。

令和 8 年10月21日

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合

管理者 岡本章

次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令（平成１５年政令第３７２号）第２項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成２７年政令第３１８号）第１条第２項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成１５年法律第１２０号）第１９条第１項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）第１９条第１項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次表の左欄に掲げるものとし、同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

管理者	管理者が任命する職員

附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。